

# 「財産評価顧問」(Ver.H27.1)

## 平成27年対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

標記の件につきましてご案内申し上げます。

保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されているご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。

よろしくご査収のほどお願いいたします。

なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。

あらかじめご了承ください。

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は「マイページ」よりダウンロードいただけます。

### プログラム提供開始日(予定)

ダウンロード公開日(※) : 2015年9月4日(金)

CD-ROM発送開始日 : 2015年9月15日(火)

### バージョンアップ対象

Ver.H26.1以降

財産評価顧問 Ver.H27.10には、Ver.H22.11、Ver.H23.13、Ver.H24.12、Ver.H25.11、Ver.H26.10も収録しています。

### 改正内容

タビスランドの改版情報 : <http://www.tabisland.ne.jp/support/PInfo.nsf/OenList3/E000436>

最新の改版情報は、タビスランドの改版情報にてご確認ください。

## 1. 改正の主な内容

### ■取引相場のない株式の評価 第4表、第7表 業種目の変更

- ・平成27年分の類似業種比準価額計算上の業種目が見直されました。
- ・「その他の産業」の業種目番号が、「121」から「118」に変更されました。

### ■取引相場のない株式の評価 第5表、第8表 割合の変更

第5表⑧、第8表⑧、(21)の「評価差額に対する法人税額等相当額」を計算する割合(率)が変更になりました。

相続、遺贈または贈与による財産の取得	率
平成27年3月31日以前	40%
平成27年4月1日以降	38%

## 2. システムの対応内容(予定)

### ■取引相場のない株式の評価 第4表、第7表 業種目の変更

第1表の業種が「医療法人」の場合は、第4表「類似業種比準価額の計算」(2/2画面)、第7表「S1の金額(類似業種比準価額の修正計算)」(2/2画面)の類似業種を「その他の産業」に、業種目番号を「118」に設定します。

### ■取引相場のない株式の評価 第5表、第8表 割合の変更

第1表の課税時期により、「評価差額に対する法人税額等相当額」の法人税割合(率)を、切り替えて初期表示します。

#### ■ 相続税簡易計算

平成27年以降用の基礎控除額、相続税の速算表で相続税の総額を計算します。

### 3.バージョンアップ後の確認事項について

※Ver.27.10 にバージョンアップ後、Ver.H26 で作成したデータを継続使用する場合は、[旧バージョンデータ読込] で移行します。移行したデータは、帳票名変更に伴い、次の設定を見直してください。

#### ■ 取引相場のない株式の評価 第4表、第7表 類似業種、業種目番号の見直し

取引相場のない株式の評価 第4表「類似業種比準価額の計算」(2/2画面)、第7表「S1の金額(類似業種比準価額の修正計算)」(2/2画面)で「類似業種」と「業種目番号」を見直します。

平成27年分の業種目番号は、「No.1 鉱業、採石業、砂利採取業」が削除され、変更されました。

### 4.連動について

相続・贈与税顧問 (Ver.H27.10) へのデータ連動が可能です。

お問い合わせ先



北海道オフィス・マシン株式会社

TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください